平成２９年（フ）第２１６号
新潟県燕市吉田弥生町37番36号
債務者　藤井　啓介
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２０号
新潟市東区竹尾２丁目６番７号　サクセスロード202
債務者　川村　美彰
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２５号
新潟市中央区関屋松波町３丁目170番地１ヴィラ松波102号、前住所新潟市中央区古町通12番町2862番地１
債務者　幾野　文子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２６号
新潟市東区桃山町１丁目104番地２　市営住宅Ｊ棟301号
債務者　村田　　俊
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
新潟市西区坂井東３丁目10番18号
債務者　鈴木　正巳
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３２号
新潟市中央区米山６丁目13番11号　満荘２―１号、前住所新潟市中央区南笹口２丁目１番13号　レジオン田辺701
債務者　大塚　茂芳
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
長野県千曲市大字稲荷山2218番地20
債務者　齋藤　　伶
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４２号
長野県千曲市大字土口191番地６
債務者　松岡　三佳
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５７号
長野県上田市中央東４―42　ベラビスタＡ105、住民票上の住所長野県上田市御所340番地10　ロイヤルパレス三好町Ⅰ　105号
債務者　雨宮　　司
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３６号
岐阜県加茂郡坂祝町加茂山１丁目11番地８、前住所岐阜県関市十六所41番地７
債務者　安川　真盛
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１６７号
大津市粟津町７番２号
債務者　土山　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
滋賀県草津市桜ケ丘１丁目10番29号
債務者　和田菜夕子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９０号
滋賀県守山市川田町1562番地１
債務者　前田恵三子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２００号
大津市一里山１丁目９番18号ビルックス瀬田406号室、前住所滋賀県甲賀市信楽町中野641番地253
債務者　山本　雄司
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０７号
大津市真野４丁目21番34号　みやこビル301号
債務者　木村　信子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市気高町下光元564番地１
債務者　居川　結香
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
鳥取県米子市永江260　54―３号棟　378号　山村道治方（前住所）鳥取県米子市陰田町649番地６　市住302号、住民票上の住所鳥取県米子市陰田町431番地１　アバンティＫ103号
債務者　山村　昌孝
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部